平成２３年（フ）第４９９号
愛知県豊田市若林東町東山40番地10
債務者　山崎　充紀
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
愛知県碧南市尾城町３丁目１番地５
債務者　一氏　元気
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
愛知県岡崎市鴨田町字北魂場83番地２、住民票上の住所愛知県安城市昭和町11番16号
債務者　早川　保昭
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２２号
愛知県岡崎市保母町字新井63番地５、前住所愛知県岡崎市若松町字大廻43番地２
債務者　八百政こと　佐野　政夫
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
愛知県刈谷市一ッ木町６丁目２番地５　コーポ大師206号、前住所愛知県刈谷市一ッ木町５丁目10番地１　グローリアス刈谷一ッ木第２―101号
債務者　石川　早笛（旧姓宇都）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２５５号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目30番16号
債務者　岡本美保子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４９４号
福岡県糸島市南風台４丁目７番２号
債務者　佐藤トミ子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７号
北海道根室市西浜町８丁目119番地４　エスポアール’90―202号室
債務者　松下　広美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第６９６号
栃木県宇都宮市下栗町772番地107　太陽ガーデンハウス106棟201号
債務者　山田　雅之
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１３号
栃木県塩谷郡高根沢町宝石台２丁目１番地４　宝積寺ハイツＭ―102、前住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台５丁目１番地９
債務者　林　　孝夫
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２８号
栃木県矢板市泉47番地２
債務者　渡邉　幸枝
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２９号
栃木県那須塩原市下田野415番地17、住民票上の住所栃木県宇都宮市松が峰２丁目３番12号　サンデュエル松が峰グラン・アクシス1008
債務者　藤川　英司
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３３号
栃木県宇都宮市泉が丘３丁目27番16号　清成ハイツ102号室、住民票上の住所栃木県那須烏山市谷浅見734番地
債務者　齋藤　明代
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６９号
愛知県豊田市宮上町５丁目２番地　県営２―203号
債務者　山下　雅子
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
岡山県備前市麻宇那1110番地２
債務者　渡辺真寿美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部